

水と緑とひかりの村

広報西原

THE NISHIHARA VILLAGE PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

4

2018
No.215

春の訪れ～今年も美しい花の春～

復旧、復興に向け 夢から確実な目標の完遂を

平成30年度の村政の方向を定める3月定例議会が、3月8日から16日までの会期で開かれました。

平成30年度一般会計・特別会計の当初予算などの議案が提出され、その中で日置和彦村長は、新年度の施政方針を述べました。

あの悪夢の熊本地震から早や1年と11ヶ月を経過いたしました。本村におきましても、議員各位のご指導を仰ぎ、一歩ずつではありますが、確実に復旧から復興に向けて進めているところであります。

今定例会は、平成30年度の当初予算の審議を上程しておりますが、現在の復旧状況と新年度における所信の一端を述べさせていただきます。

災害復旧の進捗状況

復旧の進捗状況を申しますと、公共土木、農業土木関係は、入札をほぼ終え工事の完成を待つのみとなっております。

その他、2月末までの家屋の解体は99.4%、経営体育成事業の倉庫、農業用機械等の進捗率が90%、住家等の応急修理は、94.3%となっております。

しかし、村民グラウンドの復旧、風の里キャンプ場や、県に委託しております小森地区の農災工事、そして大切畑ダムと布田地区の砂防工事の早期着工など繰越事業を含め復旧工事が、まだ多く残っております。

災害公営住宅の建設

2月末現在、仮設住宅においては、59戸、181名が退去されていますが、入居期限が1年間延長され、252戸、670名の方が入居中であります。高齢者の方など自力で住家の再建が厳しい方のためにも、災害公営住宅の建設を一日も早く完成させたいとの思いから、河原地区12戸、山西地区45戸を8月入居を目指し建設を進めています。山西地区においては、戸建住宅としては、県下最大の団地ではないかと思っております。一日も早く完成させ、特に高齢者、低所得者の方々の不安を払拭し安心感を与え、生涯住んで頂ける団地となればと願っています。

宅地再生事業

自力で住家が再建可能な方には、元の集落、元の宅地で住家の再建をして頂くためにも、宅地の再生事業を進めてまいります。

紆余曲折を経て、国の補正予算を得ることが出来ました。今回の予算獲得には、議会のご理解と職員の頑張り、測量、設計の委託事業を早期に着手していた事で、当事業費の県配分の中で6割強が本村に配分され、段取り、準備していた事が功を奏した形となりました。

総事業費も約90億円と膨大となります。2年間で完成を目指しますが、出来る限り、平成30年度で発注を済ませるよう計画しております。県下では約4分の1の不調不落があると聞きますが、本村では、一部不落がありましたが、現在のところ全ての工事が落札をして頂いております。今後とも全ての工事を落札して頂き、円滑な事業の推進ができることを願っております。

財政運営

次に平成29年度の繰越明許費が102億9千万円と多くの事業を繰越させて頂いております。裏を返せばその分、予算は確定しているという事であります。地方債の借入限度額も平成29年度51億9千万円、平成30年度は1億8千万円を予定しておりますが、交付税としての歳入を期待するものであります。

ただ補正予算をつけて頂いたとは言え、財政的には厳しい事には変りはないと考えます。莫大な事業費であり、工事を発注し契約すれば前渡金40%の支払い、工事が竣工すれば残りの工事費の支払いは、交付金・補助金の歳入前となりますので、一時借入金の借入れ最高額を50億円と定めさせていただいております。これは全て借入れるものではなく、支払いが一時的に不足する場合の借入れであり、出来る限り、財源模索とやり繰りをしながら借入を抑えてまいりたいと思っております。更に経常的経費についても、極力経費削減に努め、安定的な財政運営を目指し進めてまいります。

再生にむけて

その他にも、農業の振興と合わせ農業施設の完全復旧、商工業施設の復活、福祉・教育の充実など、まだまだ山積しておりますが、西原村の再生を掲げ「みんなが憧れ、そして愛される、三つ星の村」を目指してまいりたいと考えております。

私達は千年に一度と言われる未曾有の大災害からの復旧、復興を成就させ、更に創造的復興に向け全力で戦って行かなければなりません。

平成30年度は、まさに復興計画にありますように、復旧段階から復興段階へ向けての正念場ととらえております。今まで復興に向けての夢を描いてまいりましたが、今は確かな目標となり、その目標が見えつつあります。

尊い命を犠牲となされた方、負傷された方、住家を失われた方々の無念な思いを胸に秘め、一日も早い生活の拠点づくりを進めなければと強く思っています。

議員各位の思いと我々執行部の思い、何よりも被災者の悲痛な願い、これらが三位一体となって、完全復興に向け、お互いが協力し合い、知恵を出し合い、汗を流しながら一歩先を行く施策をもって進めなければと考えます。

そして全ての村民の方々が、幸せを実感できるまで、共に協力し合い、情報を共有し、一体となって、再度日本一の西原村になるよう邁進して行く覚悟であります。

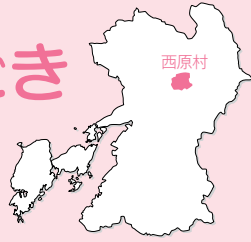
西原村長 日置和彦

平成30年度一般会計・特別会計予算

一般会計予算	45億 3,539万円
国民健康保険特別会計予算	9億 1,550万円
介護保険特別会計予算	7億 5,600万円
後期高齢者医療特別会計予算	1億 6,908万円
中央簡易水道事業特別会計予算	8,792万円
工業用水道事業会計予算	1,782万円

*詳細は広報5月号で掲載します。

むらのうごき



※平成30年2月末 現在
()は前月比

人口 / 6,768人 (+19)
 男性 / 3,333人 (+14)
 女性 / 3,435人 (+5)
 世帯数 / 2,590世帯 (+23)
 高齢化率^(注1) / 29.3%

(注1)65歳以上の人が人口に占める割合

◆平成30年3月25日現在(順不同)

お誕生おめでとうございます

氏名	生年月日	保護者名	地区名
さかもとりゅうの すけ 坂本 隆乃介くん	H30.2.15	坂本 考幸さん	桑 鶴
たかざき やまと 高崎 哉真斗くん	H30.2.21	高崎 直幸さん	下小森
たやま にこ 田山 二瑚ちゃん	H30.2.25	田山 裕一さん	小 園

◆平成30年3月25日現在(順不同)

おくやみ申し上げます

故人名	年齢	遺族氏名	地区名
近藤 尚美さん	72	近藤 稔さん	門 出
緒方 シズ子さん	98	緒方 洋一さん	医王寺
東 トシエさん	94	東 敏寛さん	出ノ口
丸塚 良一さん	90	吉井 修身さん	万 徳
草野 ナツコさん	88	草野 孝則さん	新 所
坂本 ツユ子さん	92	坂本 友廣さん	出ノ口
日置 紀子さん	82	日置 爲成さん	上鳥子
新川 ハツメさん	90	新川 俊幸さん	古 閑
吉田 マツエさん	99	吉田 親幸さん	瓜生迫
井樋口 勲さん	90	井樋口 静江さん	大 峯
野田 チズ子さん	93	野田 英輝さん	小 野

むらの月暦

日	曜日	行事/暦	備考
1	日		
2	月		燃
3	火		缶
4	水	こうのとりの保育園入園式 1才6ヶ月児健診(午後) 消費者相談窓口開設日	雑
5	木		プ
6	金		燃
7	土	にしはら保育園入園式	
8	日		
9	月		燃
10	火	母子手帳発行日 村内小中学校入学式	不
11	水	消費者相談窓口開設日	新
12	木		プ
13	金	EM菌配布日(午前)	燃
14	土		
15	日	西原村熊本地震犠牲者追悼式	
16	月		燃
17	火		缶
18	水	消費者相談窓口開設日	ペ
19	木		プ
20	金		燃
21	土		
22	日		
23	月		燃
24	火	母子手帳発行日 ひよこ学級(午後)	白
25	水	消費者相談窓口開設日	ダ
26	木		プ
27	金	EM菌配布日(午前)	燃
28	土		
29	日	昭和の日	
30	月	振替休日	燃

燃: 燃えるごみ(毎週月・金) 粗: 粗大ごみ
 缶: 空き缶、空きビン 不: 燃えないごみ(第2火曜日)
 新: 新聞紙 雑: 雑誌、チラシ
 ダ: ダンボール ペ: ペットボトル
 プ: プラ容器、包装 白: 牛乳パック

「広報西原」寄附者ご芳名
 ご寄附いただきました方に感謝の意を込めて、
 ご芳名を掲載させていただきます。
 神戸市 津留 知親 様



「JFA こころのプロジェクト」実施

今年も、日本サッカー協会による「夢を持つことやそれに向かって努力することの大切さ」を伝える「夢の教室」事業が行われました。

2月5日、山西小学校では車いすアスリートの廣道純ひろみちじゅんさんが子どもたちの前に立たれました。

山西小学校では、5年生を対象に、先ず、「鬼ごっこ」を通してのレクレーション感覚での授業があり、この「あそび」を通して「仲間と協働する」とは何かを体感することができました。その後、講師の先生の語りを通して、「車いすとの出会い、人との出会い、そして壁にぶつかっても、プラス思考で前に進む」ことを語っていただきました。

2月9日、河原小学校では野球選手からお笑い芸人に転向した杉浦双亮そうすけさんが来校されました。野球少年だった先生は、プロ野球人生を歩むことにあこがれて、スポーツの名門高校に進学しましたが、レギュラーの座を手にすることができませんでした。その後、やっぱり野球が忘れられず、四国アイランドリーグヘトライアウトを受け合格されました。その後、人生の転機を自分の手でつかむことを決意し、お笑いの世界に入ることを決意しました。夢は決して容易でないが、夢は自分が動いて掴むもので、色んなことに挑戦して貰いたいと語られました。



寿生大学の閉講式が行われました



平成29年度の寿生大学は、「21世紀に生きる～地域づくりは、もやい出会い」をテーマに、7月から7回にわたって開催されました。

今年度は、西原村復興支援コンサートなどの特別講演も含め、延べ364名の参加がありました。

2月22日に行われた閉講式においては、「1年間、多くのことを楽しく学びました。学んだことや、私たちの経験を若い世代に伝えていきたい。」と謝辞を述べられました。

なお、平成30年度も引き続き寿生大学を開催します。第1回は4月26日（木）午後1時30分から西原村構造改善センターで行われます。多くのみなさまのご参加をお待ちしております。

五木源（ごきげん）住宅 復興モデル住宅落成式

2月26日、熊本地震で自宅を失った被災者の方々のために住宅再建の参考として、五木村より、「五木源住宅復興モデル住宅」の提供がありました。先日、落成式が開催され、五木村からは和田村長、岡本村議会議長が出席されました。この住宅は、熊本地震後、「森林で自立する村づくり」に賛同した事業所等で作る「五木源住宅西原村復興支援チーム」において、五木村の助成を受けて西原村役場の隣に建設されました。木造平屋建ての1LDK、延べ床面積約50㎡（15坪）で、建物本体価格は1,200万円で建設されています。木材は五木産材の「葉枯らし天然乾燥材」をふんだんに使用しており、通常の住宅の2倍以上の量を使用し、落とし込み板壁構法や渡りあご構法で耐震性が強化されています。見学についてのお問合せは、村ホームページ、または役場総務課までお問合せ下さい。



【お問合せ先】 総務課 ☎279-3111

村内小中学校卒業式



3月10日、西原中学校体育館において第57回卒業証書授与式が行われました。式では、在校生や保護者が見守る中、卒業生66名が卒業証書を受け取り、田尻透校長から式辞がありました。そして、卒業生を代表として坂井ほのかさんが答辞を述べました。

最後に卒業生全員で「友」と「旅立ちの日」を合唱し、思い出の学び舎を巣立っていきました。

また、3月22日、山西・河原のそれぞれの小学校で卒業証書授与式が行われ、両小学校の卒業生は、4月から西原中学校に進学し、新たな学校生活を送ります。

この春に卒業した児童、生徒数は次のとおりです。

西原中学校	男子37名	女子29名	66計
山西小学校	男子27名	女子19名	46計
河原小学校	男子4名	女子5名	9計

西原村の未来ある子どもたちのための寄贈

3月15日、東京都世田谷区^{からやま}の烏山駅前通り商店街振興組合、協同組合たまなスタンプ会の方から80万円相当の学習教材備品を寄贈していただきました。これは震災直後から学校をはじめ地域の皆さんの支援に積極的に活動されてきたビエントの吉川万里氏の仲立ちで実現したものです。

現在、被災した児童生徒も復旧・復興を頑張っていますが、まだまだ地震に怯えたり、希望を失いかけていたりして、不登校や不登校気味になっている子どもがいます。

今回寄贈していただいた貴重な教材備品はそのような子どもたちの心身の復旧・復興のために大切に使用していきたいと思っています。



住まい再建支援事業の申請期限のお知らせ

熊本地震により、自宅を失った方々の住まい再建を支援する事業として、「住まい再建4つの支援事業」の受付を行っています。

申請期限は、再建されてから6ヵ月以内となっていますが、平成29年10月30日までに、自宅を再建されて引っ越しをされた方等は、申請期限が4月末日までとなっています。該当すると思われる方は、急いで申請して下さい。

【対象者（各事業共通）】

- 県内に住まいを再建した、次のいずれかに該当する世帯
- ・住居家屋のり災証明書が「全壊」または「大規模半壊」の世帯
 - ・住居家屋のり災証明書が「半壊」で、家屋を解体した世帯
 - ・応急仮設住宅に入居中の世帯

【申請に必要なもの（各事業共通）】

- ・印鑑
- ・り災証明書の写し
- ・住民票（世帯全員の続柄が記載されているもの）
- ・「半壊」の場合は、解体を証する書類（解体証明書など）
- ・世帯主義の振込口座のわかる預金通帳の写し等（世帯主以外の場合は委任状が必要）
- ・申請人本人を確認できる書面（免許証など）
- ・その他、申請内容により関係書類が別途必要になる場合があります。



【申請期限】

再建した住宅に転居後、6ヵ月以内。ただし、平成29年10月31日までに転居した世帯は、平成30年4月末日までに申請をして下さい。

【支援事業の内容】

1 リバースモーゲージ利子助成事業（主に60歳以上の方に向けた支援）

自宅の再建のため金融機関からリバースモーゲージ型融資を受けた場合、850万円までの借入金に対して利子の全部または、一部を助成します。（リバースモーゲージ型の融資とは、土地や建物を担保に金融機関が資金を融資する制度です。生存中は、利子のみを支払い、借入者が亡くなられた後に、担保物件の売却か相続人等が一括返済していただきます。）

※各事業共通以外に必要なもの

- ・住宅債務に係る金銭消費貸借契約書・抵当権設定契約書及び返済予定表の写し

2 自宅再建利子助成事業

自宅の再建を目的とした住宅ローン850万円までの借入金に対して、利子分の全部または一部を1世帯に限り1度だけ助成する制度です。ただし、再建される世帯の年収合計が500万円以下の世帯が対象になります。（給与収入以外の世帯は、年間世帯所得が350万円以下の世帯になります。）

下記の世帯は収入（所得）要件が緩和されます。

- ・23歳未満の被扶養者がいる世帯
- ・満60歳以上の人がいる世帯
- ・障がいのある人のいる世帯

各事業共通以外で申請に必要なもの

- ・前年の世帯全員の所得証明書
- ・住宅債務に係る金銭消費貸借契約書、抵当権設定契約書（ない場合は、工事請負契約書等）及び返済予定表の写し
- ・その他、障害者手帳、戸籍謄本など、状況により必要書類が異なります。

3 民間賃貸住宅入居支援事業

民間賃貸住宅へ入居する際に必要な礼金や仲介手数料の初期費用を助成します。（公営住宅等は除きます。）

- ・1世帯当たり、一律20万円を助成します。
- ・現在みなし仮設として入居されている民間賃貸住宅についても、個人名義の契約に切り替える場合適用されます。

各事業胸中以外で申請に必要なもの

- ・賃貸住宅入居に関する契約書等の写し

4 転居費用助成事業

応急仮設住宅や仮住まいの住宅から自宅、民間賃貸住宅、公営住宅等へ転居した際の転居費用を助成します。

- ・1世帯当たり、一律10万円を助成します。
- ・移転先の入居に関する契約書等の写し（新築、購入、賃貸など）

【申請受付】

受付日時：午前8時30分～午後5時（土日、祝日は除きます）

受付場所：住民福祉課

【お問合せ先】

西原村役場住民福祉課

☎096-279-3111

熊本県健康福祉政策課すまい対策室

☎096-333-2839

※再建した住宅などへ転居された後に申請して下さい。



国民年金保険料について

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、
月額 16,340 円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、口座振替や、クレジットカードによる納付もあります。

未納のまま放置されると、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生しても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合がありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

平成30年度分（平成30年7月分から翌年6月分まで）の免除等の受付は平成30年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請することができますので、役場住民福祉課国民年金係までご相談ください。

【お問合せ先】 住民福祉課 ☎279-3113

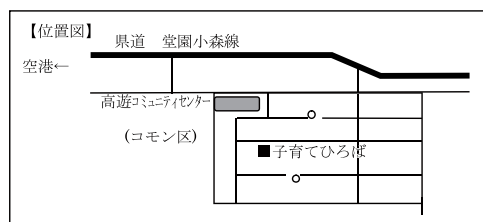
子育てひろば 「開所のご案内」

4月11日（水）から、『子育てひろば』を高遊のコモン区内で開設することとなりました。事業者は、村の委託事業として「阿蘇こうのとり保育園」がおこないます。なお、これまで、にしはら保育園内でおこなっていましたが終了致します。新しく下記の場所で開所しますので、お気軽にご利用ください。

- 場 所：西原村大字布田978-20
（高遊コミュニケーションセンターの南側）
- 開 設 日：平成30年4月11日（水）から、平日の5日間
（土・日・祝日、8月13～15日、年末年始
12月29日～1月3日間は休み）
- 開設時間：午前10時から午後3時まで
- 対 象 者：3歳未満の乳幼児・保護者（子育て親子）、
妊婦
- 内 容：子育て家庭の支援（育児不安等の相談、指導、
情報提供、交流会やイベント等の開催）

※4月10日（火）までは、室内の一部の改修工事をおこないます。

【お問合せ先】 住民福祉課 ☎279-4397



平成30年度 西原村税・料納期のお知らせ

平成30年度の西原村税・料納期は下の表のとおりです。基本的には月末(月の最終日)が納期限ですが、12月は25日が納期限となりますのでご注意ください。

なお、西原村では、村税及び各料金等の口座振替納付を推進しています。詳しくは各担当までお問い合わせください。

【お問合せ先】 西原村役場 税務課(軽自動車税・村県民税・固定資産税・国民健康保険税) ☎ 279-4395
 保健衛生課(介護保険料・後期高齢者医療保険料) ☎ 279-4389
 建設課(村営水道料) ☎ 279-4398

	納付期限	軽自動車税	村県民税		固定資産税	国民健康保険税		介護保険料		後期高齢者医療保険料		村営水道料
			普通徴収	年金特別徴収		普通徴収	年金特別徴収	普通徴収	年金特別徴収	普通徴収	年金特別徴収	
4月	5月1日(火)	全期		1期			1期	1期	1期	1期	1期	
5月	5月31日(木)				1期	1期						4・5月分
6月	7月2日(月)		1期	2期		2期	2期	2期	2期	2期	2期	
7月	7月31日(火)				2期	3期						6・7月分
8月	8月31日(金)		2期	3期		4期	3期	3期	3期	3期	3期	
9月	10月1日(月)				3期	5期						8・9月分
10月	10月31日(水)		3期	4期		6期	4期	4期	4期	4期	4期	
11月	11月30日(金)				4期	7期						10・11月分
12月	12月25日(火)		4期	5期		8期	5期	5期	5期	5期	5期	
1月	1月31日(木)					9期						12・1月分
2月	2月28日(木)			6期		10期	6期	6期	6期	6期	6期	
3月	4月1日(月)											2・3月分

◎「普通徴収」とは納付書、口座振替による納付方法です。「年金特別徴収」とは、公的年金差引による納付方法です。

◎会社で給与から差引される村県民税は毎月の給与から差引かれ、翌月の10日まで勤務先より納付されます。

◎各期の納期限(月末)が土曜日または、日曜・祭日にかかる場合は、翌月の最初の平日が納付期限になります。

◎口座振替を申し込まれている方は、納期限日の朝一番でご指定の口座から振替られますので、残高の確認をお願いします。

◎固定資産税の納付期限については状況によっては変更する場合があります。

口座振替ができる金融機関は、下の表のとおりです。

口座振替ができる金融機関	
肥後銀行	本店・各支店
熊本銀行	本店・各支店
阿蘇農協(JA阿蘇)	本店・各支店
熊本第一信用金庫	本店・各支店
ゆうちょ銀行	全国の郵便局

*口座振替依頼書は、役場税務課窓口及び他関係課窓口にて用意しています。申込の際は、金融機関預金通帳及び届出印をお持ちください。

*肥後銀行、熊本銀行については、大津町及び益城町の各支店、JA阿蘇西原中央支所、郵便局は西原村内3局に口座振替依頼書を用意しています。

*国民年金の納付に関する件は熊本東年金事務所(096-367-2503)にお問い合わせください。

●●● 税務署からのお知らせ ●●●

税務署での面接相談は、 事前予約をお願いします!



STEP 1

まずは **阿蘇税務署** に電話
☎0967-22-0551 (代表電話)

音声ガイダンス

国税に関するご相談を希望される方は、音声案内に従い、次の番号を選択してください。

税に関する一般的なご質問やご相談の方

・税法の解釈や適用方法 ・申告や申請の手続方法など



1

を選択

音声ガイダンス

税務署にご用の方

・税務相談の予約 ・税金の納付相談
・税務署への問い合わせ など

2

を選択

**熊本国税局
電話相談センター**

引き続き音声案内に従って、相談内容の番号(①~⑥)を選択してください。

- ① 事業又は年金や給与などの「所得税」
- ② 年末調整の源泉徴収や支払調書関係
- ③ 相続税や贈与税又は譲渡所得
- ④ 法人税や源泉所得税又は年末調整など
- ⑤ 消費税や印紙税など
- ⑥ その他のお問い合わせやご不明な場合

軽減税率制度の相談

軽減税率制度が適用となる商品等に関するもの など

3

を選択

STEP 2

- ※ 面接相談を希望される方は、阿蘇税務署に電話で事前に相談日時等を予約していただいた上で、個別に相談をお受けしています。
- ※ ご予約の際には、住所・氏名・相談内容等をお伺いいたします。
- ※ **平成30年4月から6月の間の面接相談日(予約制)**は、次のとおりとなっております。

【所得税、個人事業者の消費税、贈与税、相続税、譲渡所得】

- ・4月12日(木)、26日(木)
- ・5月10日(木)、24日(木)
- ・6月 7日(木)、21日(木)

【法人税、消費税、源泉所得税、印紙税等の諸税】

- ・4月27日(金)
- ・5月21日(月)
- ・6月22日(金)

身近な税金に関する情報は、「国税庁ホームページ」をご利用ください!

タックスアンサーは、税に関するインターネット上の税務相談室です。よくあるご質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができます。また、キーワードによる検索もできます。

国税庁

検索

<http://www.nta.go.jp>

Click!

福祉タクシー料金助成事業

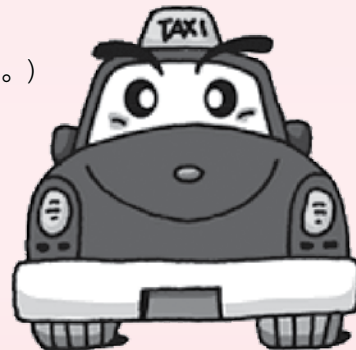
西原村では高齢者、障がい者の方にタクシー料金の助成事業を実施しております。
村内のタクシーに乗車した場合に、乗車1回につき福祉タクシー利用券で500円を助成します。

対象者は、村内に住所を有し、かつ、在宅で生活している方で下記に該当する方です。

ただし、自分で車の運転をされている方は、対象外になります。
(運転免許を持っておられても、車の運転をされていない方は対象となります。)

■対象者は次のとおりです。

1	身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けている方
2	療育手帳の交付を受けている方
3	西原村重度心身障害者医療費助成を受けている方
4	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
5	75 歳以上の高齢者



※対象者が助成を受けるときは、福祉タクシー料金助成事業利用券交付申請書により役場住民福祉課に申請をしてください。

福祉タクシー利用券は、4月に申請された場合には60枚交付され、1枚で500円の助成額になります。

1 回の乗車料金が 1,000 円以上の場合、一度に 2 枚まで利用券が使用できます。

【お問合せ先】 住民福祉課 ☎279-4397

「明るく、楽しく、元気よい 西原っ子をめざして」

～「西原村学校保健委員会」の発足と活動について～

村内の乳幼児、児童生徒の健康について考え、健康づくりを進めるため、平成 27 年度に本会が発足しました。

子どもたちがかかえる様々な健康課題を保育園、小中学校、村保健衛生課、村教育委員会、学校医、保護者等で連携し、組織で取り組むことでよりよい効果が上げられるよう活動しています。

平成 28 年度は、年度初めに熊本地震に見舞われ、地震直後から保小中で連携しながら子どもたちの心の実態把握に努め、子どもたちの心のケアに取り組みました。情報交換会議を通して子どもたちの心の状態がわかり、対応について貴重な情報交換ができました。

平成 29 年度は、震災後に新たに見えてきた村の健康課題として、子どもたちの肥満傾向やむし歯、歯肉炎の増加の実態がありました。そこで、口腔内の問題や生活習慣病予防に関連する食生活について話し合ってきました。取組みは、「学校保健委員会保健便り」にまとめ、2月に各保育園・小学校・中学校の各ご家庭に配付したところでした。

今後も村の子どもたちの心身の健康の実態を把握し、課題について協議し、関係機関が連携して、取り組むことで「明るく、楽しく、元気よい西原っ子」をめざしていきたいと思っています。どうぞご支援下さい。



【お問合せ先】 教育委員会 ☎279-4424

平成30年度農作業安全講座(大特、けん引)の 受講生募集のお知らせ

農作業安全と農業機械の効率的な利用を推進するため、県立農大生・研修生及び一般農業者を対象として農作業安全研修が実施されます。(免許試験に合格すれば大特、けん引(農耕車限定)運転免許の取得ができます。)

【受講対象者】

- ① 県内に居住する専業農家(1戸1法人の農業生産法人を含む)、又は第1種兼業農家の構成員で、年間150日以上自営農業に従事するとともに、大型特殊車両の農業機械を有する又は利用している者(予定も含む)
- ② 県内に居住する県内の農業生産組織又は農業生産法人(1戸1法人を除く)の構成員、従業員、オペレーターであり、大型特殊車両の農業機械を運転・操作する業務を担う者。
- ③ 上記①、②以外の者で、農業大学校長が受講を認めた者(指導機関以外の農業関係研究機関等)(他に運転免許試験の受験資格を満たす必要があります。)

なお、①の専業農家、第1種兼業農家(農業生産法人(1戸1法人を含む))の家族経営に該当する場合は、大特、けん引免許のそれぞれについて、1名限りの申込とする。また②の集落営農や受託組織等の農業生産組織、農業生産法人(1戸1法人を除く)等の組織に属する場合は、3名以内の申込みを可とする。

※講座の申込、日程等の詳細は以下の連絡先までお問合せください。

【募集期間】

平成30年4月9日(月)から平成30年5月7日(日)までの期間

※応募多数の場合は、抽選となります。

【お問合せ先】 産業課 ☎ 279-4396 (西原村役場産業課経済係)

西原村特産品ブランド化推進協議会だより 「干し芋」の試作品が展示商談会に出品!!

2月21日、22日にATCセンター(大阪市)で開催された展示商談会「アグリフードEXPO大阪2018」(関西を中心とするバイヤー・卸業・小売業者等との展示商談会)に西原村特産品ブランド化推進協議会(会長 日置和彦)・(株)萌の里で協同開発した「干し芋」試作品が出品されました。今回、実際の取引数量、価格、味、パッケージなど、さまざまなバイヤーからの高評価をいただき、めざす商品化に向けた着実な成果があったようです。今回の商談会後の「干し芋」誕生がたいへん楽しみです。



【お問合せ先】

西原村特産品ブランド化推進協議会
事務局 産業課 ☎ 279-4396

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の方へ

医療機関へ受診される時のお願い

現在、休日や夜間に受診される方が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局でお薬をもらう際には、下記のことにご留意しましょう。

●平日の昼間の診療時間内に受診しておきましょう

体調がすぐれない場合や、軽い症状のときでも昼間の診療時間内に受診しておきましょう。休日や夜間に救急外来を受診することで、重症患者への対応が遅れたり、支払う医療費も高くなったりします。

●かかりつけの医師を持ちましょう

かかりつけ医を身近に見つけ、健康管理の心強い味方になってもらい、気になることがあったら、早めに相談し日頃から体調管理に注意をしてください。また、かかりつけ薬局があれば、市販の薬との飲み合わせのチェックなど気軽に相談できます。

●同じ病気で複数の医療機関を受診することは避けましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、同じ検査や投薬により医療費が高くなるだけでなく、かえって体に悪影響をあたえてしまう心配があります。

●後発医薬品（ジェネリック医薬品）を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の効能・効果を持ち、費用も安くすみます。ジェネリック医薬品を希望する場合は「ジェネリック医薬品希望カード」をお持ちになり、医療機関や薬局の窓口でお尋ねください。

●お薬手帳を活用しましょう

複数の薬を使用する場合は、飲み合わせによって副作用が強くなることもあります。お薬手帳を活用し、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝えることが大切です。また、薬が余っている場合は、医師や薬剤師に相談するようにしましょう。

【お問合せ先】 保健衛生課 ☎ 279-4389

4月から、入院時の食費と居住費が変わります

◎住民税課税世帯の入院時の食費が変わります。

4月からの入院時食事療養標準負担額

・住民税課税世帯（1食につき）460円 ※3月末までは360円です。

指定難病患者、精神病床入院患者（経過措置対象者）の食費は据え置かれます。

◎医療療養病床に入院している方の食費と居住費が変わります。

4月からの入院時生活療養標準負担額

医療療養病床に入院している方のうち「医療の必要性の高い方」についてのみ、次のように変わります。

・居住費（1日につき）370円 ※3月末までは200円です。

指定難病患者、老齢福祉年金受給者は、居住費の負担はありません。

・食費（1食につき）住民税課税世帯 460円 ※3月末までは360円です。保険医療機関の施設基準等により420円の場合もあります。

指定難病患者、精神病床入院患者（経過措置対象者）の食費は据え置かれます。

【お問合せ先】 保健衛生課 ☎ 279-4389

後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

後期高齢者医療制度の対象となる方

- ・75歳以上の方（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満の方で一定の障がいがある方（市（区）町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）
 - ※一定の障がいがある方とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部の方などです。
 - ※一定の障がいに該当する方の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
 - ※生活保護を受けている方及び外国人の方で在留期間が3か月未満である方などは対象になりません。

平成30・31年度の保険料率が決定しました。

据え置き

- ・熊本県後期高齢者医療広域連合では2年毎の保険料率の見直しにより、次のとおり決定しました。

保険料額
(年額)

※上限額が年額57万円から
62万円へ変更となります。

=

均等割額
(被保険者1人当たり)

47,900円

+

所得割額

(総所得金額等-33万円)
(基礎控除)

×
所得割率

9.26%

平成30年度は保険料の軽減内容が見直されます。

所得が低い方や被用者保険加入者（※）に扶養されていた方の保険料は、継続して軽減されますが、一部軽減割合等が見直されます。

（※）被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額の軽減 < 5割・2割軽減対象者の拡大 >

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合計額が

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯で被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

→ 保険料の均等割額を **9割軽減**

「基礎控除額（33万円）」を超えない世帯

→ 保険料の均等割額を **8.5割軽減**

「基礎控除額（33万円）」 + 「27万5千円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）

→ 保険料の均等割額を **5割軽減**

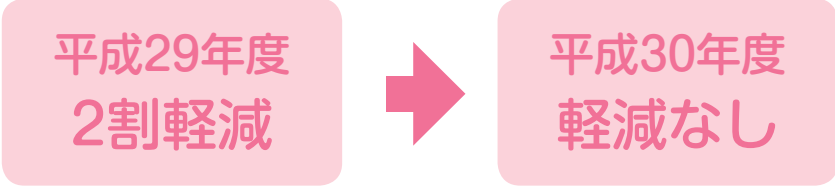
「基礎控除額（33万円）」 + 「50万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯（拡大）

→ 保険料の均等割額を **2割軽減**

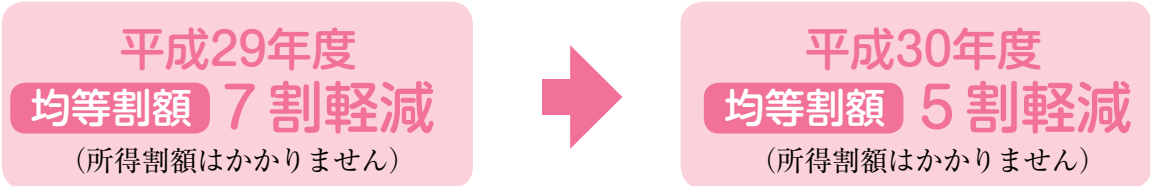
*均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

◆保険料の所得割額（所得に応じて負担する保険料）の軽減◀2割軽減→軽減なしへ見直し◀
被保険者の総所得金額等が

「基礎控除（33万円）」+ 58万円を超えない方の保険料所得割額



被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減◀7割軽減→5割軽減へ見直し◀



対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

高額療養費制度の見直しについて（お知らせ）

高額療養費制度の見直しにより、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が下記のとおり変更（網掛け部分）になります（平成30年8月施行）。

記

ア 現役並み所得者

外来療養に係る高額療養費の自己負担限度額を廃止したうえで、所得区分を細分化し各区分の自己負担額が設けられます。◀ >内は多数該当。

イ 一般所得者

外来療養に係る自己負担限度額について、現行の14,000円から18,000円に引き上げられます。

【平成30年8月施行】

区 分	自己負担限度額	
	外来(個人)	外来+入院(世帯)
課税所得 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円>	
課税所得 380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円>	
課税所得 145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,000円>	
一 般	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <44,400円>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※低所得者Ⅰ・Ⅱについては、変更ありません。

【問い合わせ先】 保健衛生課 ☎ 279-4389

4月から

介護保険料が
変わります

介護保険制度については、介護を必要とする高齢者の増加や介護する家族の高齢化（老々介護）など、家族のみで介護を行うことが困難になってきたことから、平成12年に高齢者の暮らしを社会みんなで支え合う仕組みとして誕生した制度です。

運営は市町村が行っており40歳以上の方は、被保険者（加入者）となって保険料を納めていただくこととなります。

介護が必要になった方は、サービスに係る費

介護保険の財源内訳（表1）

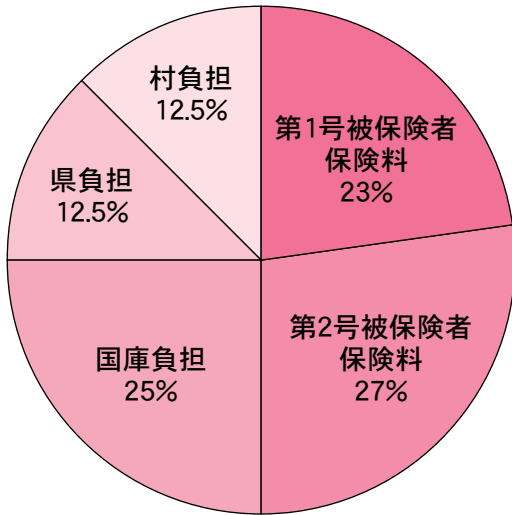


表2

第1号被保険者 (65歳以上の方)	第2号被保険者 (40歳から64歳までの方)
<ul style="list-style-type: none"> ・原則年金天引き 年金の支払額が年額18万円未満の方は西原村から送付される納付書や口座振替で納めていただきます。 ・年度途中で65になられた方及び他の市町村から転入して来られた方は、一時的に納付書で納めることとなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険加入の方は、国民健康保険税として世帯主が納めます。 ・会社の社会保険に加入されている方は、給与及び賞与から徴収されます。

用の1割（一定所得以上の方は2割）を支払うことによってサービスを利用することができます。

介護保険に必要な財源は、公費負担（国・県・村の負担）が半分、残り半分を介護保険の被保険者が保険料として負担することになります。

（表1参照）保険料の納め方については、年齢によって変わってきます。（表2参照）

第1号被保険者の保険料については、市町村

が定める介護保険事業計画の中で、3年間健全な運営が出来る額を定めています。今年度は、第7期介護保険事業計画の1年目になります。

この金額については、第1号被保険者数や要介護（要支援）認定者数の見込み、介護給付に要する費用等を想定して算出します。

また、介護報酬の改定や保険料の負担割合の変更等、介護保険法等の法改正による必要額も考慮しています。

介護保険料は、住民税の課税状況及び所得の状況に応じて、9段階に分かれています。第5段階を基準額としており、第6期介護保険事業計画期間中の介護保険料の基準額が月額5400円でした。

今回第7期計画策定にあたり、給付等に要する費用及び法改正による介護報酬の改定、第1号被保険者の負担割合が22%から23%に変更され、第2号被保険者の負担割合が28%から27%に変更されたことなどを含めて検討した結果、基準額の保険料を月額7200円に変更することになりました。各段階の保険料については表3をご覧ください。

保険料の算定につきましては、前年の所得等が確定する7月までは、暫定賦課として賦課させていただきます。

具体的には、普通徴収（納付書・口座振替）の方は、前年度の保険料を6で割った金額を第1期（4月）第2期（6月）は、賦課させていただきます。第3期（8月）からは確定した所

得等を基に計算した段階の保険料から暫定賦課時に支払って頂いた保険料を差し引いた金額を4期に振り分けて賦課します。

特別徴収（年金天引き）の方は、前年度の第6期（2月）分の金額で第1期（4月）第2期（6月）第3期までは賦課させていただきます。第4期（10月）からは確定した所得等を基に計算した段階の保険料から暫定賦課時に支払って頂いた保険料を差し引いた金額を3期に振り分けて賦課します。

決定した保険料については、7月中旬に第1号被保険者の皆様にご通知いたします。

介護保険は、介護が必要になった方が出来る限り自立した生活を送れるように社会全体で支えていく社会保障制度です。このことをご理解いただき、ご協力を願います。

第6期保険料と第7期保険料との比較表（表3）

第6期介護保険料基準額 月額5,400円 年額64,800円
 第7期介護保険料基準額 月額7,200円 年額86,400円

所得段階	対象者	保険料率	第6期	第7期
			年額保険料	年額保険料
第1段階	生活保護受給者。老齢福祉年金の受給者等で世帯全員が住民税非課税の者。または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入+合計所得が80万円以下の者	0.45	29,160	38,880
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入+合計所得が80万円超120万円以下	0.75	48,600	64,800
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の年金収入+合計所得が120万円超	0.75	48,600	64,800
第4段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の年金収入+合計所得が80万円以下	0.9	58,320	77,760
第5段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)で本人の年金収入+合計所得が80万円超 基準	1.0	64,800	86,400
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.2	77,760	103,680
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.3	84,240	112,320
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.5	97,200	129,600
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上	1.7	110,160	146,880

【お問合せ先】 保健衛生課 ☎ 279-4389

『熊本地震で被災された方へ』

【こころの健康相談】のご案内

「地震の報道を見ると不安が強くなる」
「気持ちが落ちて、頑張れなくなった」
「眠れない」

「地震後、アルコール量が増えた」
などのご相談に対応いたします。

*ご家族からの相談もOKです。まずはお電話ください。

●熊本こころのケアセンター

相談電話：096-385-3222
(月曜日～金曜日 9:00～16:00)

【こころとからだの健康に関する調査】について

熊本県では、応急仮設住宅及びびみなし仮設住宅に入居している18歳以上の方を対象に健康調査を行います。
提出期限：平成30年4月20日(金)

【お問合せ先】 保健衛生課 保健師 279-4397

国保通信

〈平成30年2月末現在〉

国保加入世帯数 991世帯
被保険者数 1,789人
2月支払(12月診療分)
療養給付費(一般+退職): 41,158,246円

■ワンポイントこくほ

就職・退職したときの手続き

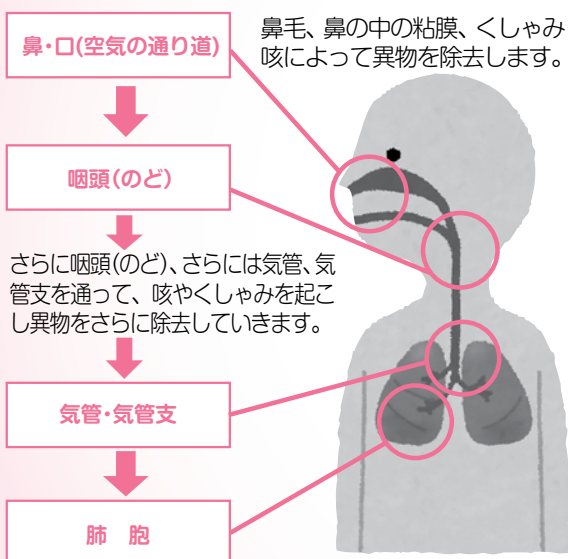
現在国保に入っている方は、就職し社会保険等に加入した場合、役場窓口にて国保を抜ける手続きが必要となります。また、逆に退職し社会保険等を抜けた方は、他の保険に入らない限り国保に加入する手続きが必要となります。

保険が変わっているにもかかわらず、前保険証を用いて病院にかかると、その際の医療費(7割～9割分)を返還していただくことがありますので、忘れずに手続きをお願いいたします。

【お問合せ先】 保健衛生課 ☎279-4389

呼吸器を守りましょう！

呼吸器には、花粉やほこり、ウイルスなど異物を除去してくれる部分があります。



体の中に入った空気は、上記の器官を通して、異物の量を少なくして、肺へ入りますが、タバコや大気汚染物質に含まれる有害物質は多くが肺へ入り、肺の細胞を傷つけ炎症を起こします。

長期間にわたるタバコの煙を吸うことが原因で、肺に炎症が起こり、肺の中の空気の流れが悪くなるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)という病気があります。2015年のWHO(世界保健機関)の世界死亡原因統計では、COPDが4位と高い死因であると報告されています。WHOでは、「予防ができ、治療ができる病気」と位置づけています。

また、気道の自律神経がうまく働くことで、異物の除去を促してくれます。自律神経は、朝の光を浴びて目覚め、食事をとることで内臓を目覚めさせ、消化や代謝のリズムを整えます。こうした食事や睡眠の生活リズムを整えることで、自律神経の調整にもつながります。

気候も暖かくなりましたが、朝晩は冷えたりと、体調を崩しやすい時期でもあります。日ごろからの手洗いがいい、マスク着用といった予防に加え、生活リズムを見直してみましょう。

※住民健診の申込書を配布しています。とくに65歳以上の方は、結核予防法により肺がん検診(胸部レントゲン)が義務付けされています。年に1回の検診を受けましょう。

【お問合せ先】 保健衛生課 保健師 279-4397

「生活習慣病、生活習慣病の重症化予防の為に」 ～管理栄養士より～

<野菜が大事>

皆さんの食卓には野菜が並んでいますか？野菜は脇役、主役にはならないから食事の中心は肉や魚……。もちろん、肉も魚も私達の身体には必要で、適量を摂取する事で健康が保たれます。しかし、それ以上に野菜は離乳食の赤ちゃんから働き盛りの男性、女性どんな年齢の方にも身体にとって必要不可欠な食材なのです。

～日本人の歴史から野菜を考える～

日本列島に長く暮らしてきた人々は四季があり、恵まれた自然環境の中で穀物、野菜が豊富に穫れ、それを糧としてきた長い歴史があります。それは、現代を生きる私達の身体にも菜食は適しており、消化の負担にならず、何より身体が喜ぶことを示しています。(DNAにはご先祖が食べてきたものの情報が記録され、受け継がれています)

野菜の食物繊維は、善玉菌を生き生きとさせ、腸内環境が整う事で免疫、神経、内分泌系がスムーズに動き、全身の元気が増してきます。

季節の変わり目は、子供も大人も体調に変化の出る時期です。体調がすぐれない時にこそ、「肉を食べて栄養補給」と言う事ではなく、日本人が古来から食べてきた食べ物である「野菜」を見直してみましょう。旬の野菜、季節の野菜を選ぶと、細胞レベルで食材から元気をもらえるはずですよ。

※ベジタリアンのオススメをするのではなく、肉も魚もバランス良く、野菜をたっぷり摂りましょう！！(*^_^*)

肉や魚の適量については次号以降でお伝えしたいと思います。

～キャベツの蒸し炒め～ (2～3人分)

(材料)

キャベツ・・・・・・・・1/2個(約500g)
油揚げ・・・・・・・・2枚
オリーブオイル・・大さじ3
醤油・・・・・・・・大さじ3

(作り方)

- 1 キャベツは、大きめのざく切りにする。油揚げは、8等分に切る。
- 2 鍋にオリーブオイルをひき、キャベツを加えてよくかき混ぜる。全体に油が回ったら蓋をして中火にかけ、鍋が十分に温まったら弱火にし、時々かき混ぜながら蒸し炒めにする。
- 3 8割ほど火が通ったら、油揚げを加えて混ぜ、再び蓋をして蒸し炒めにする。キャベツがくったりする位火が通ったら、醤油を加え火をやや強くしてかき混ぜながら汁気をからませて仕上げる。

野菜調理のポイント！

- ・キャベツなどは蒸し炒めにするのと、ぐっとかさ減ります。
- ・野菜を買ってもダメにしてしまう方は、保存方法を変えてみてください。野菜は収穫された後も生きていますので、ラップに包んでおくと傷みが早くなります。新聞紙やペーパータオルで包んで冷蔵してみてください。また、旬の野菜を選ぶと長持ちします。本来育つ時期にのびのび育った事で、細胞レベルで元気だからです。

食生活でご相談のある方は下記にお問い合わせください。

【お問合せ先】保健衛生課 保健師・管理栄養士 ☎279-4397

熊本地震の被災地を対象にした「花と緑の復興活動支援助成事業」の公募が開始されます！

国際花と緑の博覧会記念協会では、熊本地震の被災地を対象にした「花と緑の復興活動支援助成事業」の公募を行います。応募期間は4月10日から5月22日。助成金は1件当たり最大50万円で、事業費の8割まで支援いたします。花苗やプランター、肥料などが対象です。詳細は4月10日以降次にアクセスするか、電話でお問合せください。

【お問合せ先】花博記念協会企画事業部第一課

☎06-6915-4516

メールアドレス：fukkou-shien@expo-cosmos.or.jp

JR九州ダイヤ改正後の利用状況アンケートについて

今年3月17日から、JR九州のダイヤが改正され、運行本数の削減が行われました。

村内の皆様におかれましては、肥後大津駅等を利用されておられると思いますが、今回のダイヤ改正に伴って、通学・通勤等に何らかの影響が生じているかもしれません。

熊本県では、各市町村に寄せられた利用者等からの御意見を把握したいとのことですので、何か御意見や御要望がありましたら、電話で結構ですので役場まで御連絡ください。

なお、御意見の期間は、4月20日(金)までと致します。

【お問合せ先】 総務課 ☎279-3111

【安全・安心にしはら】

大津警察署 096(294)0110

●今年の犯罪発生状況(2月末現在)

	本年累計	2月中	前年同期比
大津署管内	65	33	-7
うち西原村	3	1	0
主な発生犯罪	西原村では、2月中、器物損壊が1件発生しています。		

●今年の交通事故発生状況(2月末現在)

	大津署管内			うち西原村		
	本年累計	2月中	前年同期比	本年累計	2月中	前年同期比
発生件数	73	31	-13	2	1	0
死者数	1	0	+1	0	0	0
傷者数	99	43	-16	3	2	+1

【春の全国交通安全運動】が始まります

【運動の期間】

平成30年4月6日(金)から4月15日(日)までの10日間

【運動の重点】

- 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

3月、4月は振り込め還付金詐欺被害増加傾向！

《警察からの依頼》

県内において、ご高齢の方に対し、役場の職員を名乗る者から「保険の払い戻しがあります」等と電話があり、コンビニのATMへ誘い出し、携帯電話でATMの操作方法を指示し、お金をだまし取る振り込め詐欺が発生しています。

昨年は、3月と4月に同様の手口による被害が集中し、今年も今後1～2ヶ月が要注意です。

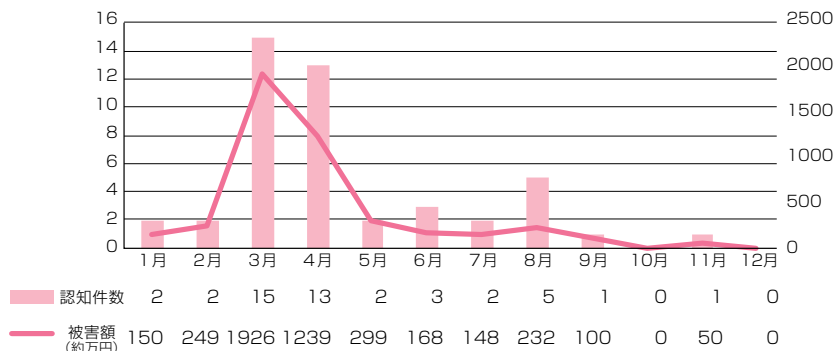
役場などの公的機関が、電話で口

座番号、預金残高等を尋ねたり、ATMで保険や医療費の払い戻しの手続きをすることはありません。

このような電話が架かってきたら、一人で判断せずに、家族や警察等に相談して下さい。

『熊本県内認知状況』

平成29年還付金等詐欺月別認知状況



「南九州税理士会・もしもし税金相談室」

税理士が、電話で税金に関する相談に応じます。「開設要領」をご確認のうえ、お電話ください。

フリーダイヤル：0120-373-678
相談時間：平日 10時から午後4時
(土日・祝日、夏期、年末年始等は休室)



ご利用の皆様へ（開設要領）

- 1 税理士には税理士法により守秘義務が課せられており、将来にわたりあなたの相談内容を他に洩らすことはありません。安心してご相談ください。
- 2 当相談室での相談は無料です。ただし、複雑な案件、申告書作成などは有料になる場合があります。上記の電話番号にお電話をいただきましたら、受付担当者があなたのお住まいの地域及び電話番号をお尋ねし、お近くの税理士から直接あなたへ折り返し電話いたします。
- 3 当相談室での相談に対する回答は、一般的な範囲で行います。
また、お一人当たりの相談時間はおよそ20分以内とさせていただきます。相談時間の制約などで必ずしも十分な回答ができない場合がありますのでご了承ください。
- 4 相談時間は、「平日の午前10時から午後4時まで」です。時間以外では受け付けできませんのでご了承ください。
- 5 あなたが、ここでの回答をもとに申告、契約等を具体的に行うときは、必要な書類等を準備して、改めて税理士の関与を受けてください。
- 6 面談による税務相談を希望される場合は、電話相談の税理士へご相談ください。

平成30年度前期「技能検定」 国家試験の実施について

技能検定は、働く方々の有する技能・知識を一定の基準より検定し、国として証明する国家検定制度で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く方々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づいて実施しています。

技能検定は、職種ごとに特級、1級、2級及び3級に区分するものと、等級を区分しない単一等級があり、試験は実技試験と学科試験により行われます。

合格者には、特級、1級及び単一等級は厚生労働大臣名、2級及び3級は熊本県知事名より合格証書が交付され「技能士」と称することができます。

なお、2級実技試験と同時に「技能五輪全国大会熊本県地方大会」を兼ねて実施します。

また、平成30年4月1日時点で35歳未満の方が2級または3級の実技試験を受験する場合、受験手数料が9千円減額されます。

《受付期間》平成30年4月4日（水）から平成30年4月17日（火）まで

《実施期間》平成30年6月5日（火）から平成30年9月9日（日）まで
※ただし3級職種は、8月12日（日）まで

《合格発表》平成30年9月28日（金）※ただし、3級職種は8月31日（金）

※詳しくは、下記までお問合せください。

【お問合せ先】

熊本県職業能力開発協会 技能検定担当 野尻、井、大塚
〒861-2202

熊本県上益城郡益城町田原 2081-10 電子応用機械技術研究所内

☎ (096) 285-5818 FAX (096) 285-5812

ホームページ URL <http://www.noukai.or.jp>





There are many cultural differences between Japan and other countries. In the U.S. for instance, cars are bigger, people use credit cards rather than cash, and no one uses taxis anymore because "there's an app for that" (Uber). However, one of the biggest differences that I see is social trust. Social trust is how much people trust one another, or, how much they think a stranger on the street can be trusted. It's been surveyed by the World Values Survey and analyzed by the Behavioral Insights Team of the UK. In places with low social trust, this may mean that you would hire a family member over a stranger (even if the stranger is more qualified), that you don't see the point in paying taxes (because the government is corrupt), and that you walk around with a gun to protect yourself.

Social trust is important for predicting economic growth, life satisfaction, and public health. It also has a large impact on daily life. In the U.S., children almost never walk to school without adults, COD (cash on delivery) is no longer available because companies don't trust people to pay, and people don't walk around with much cash as it is unsafe.

Unfortunately, social trust is dropping in both the U.S. and Japan. While Japan still has strong participation in PTAs, clubs, and other community activities (indicators of social trust), we are increasingly leaving it to technology and companies rather than building social networks between each other. I can't say if this is good or bad, but it's changing how we interact and meet. Services like Tabelog and LinkedIn are where we're turning to rather than neighbors or friends for help with restaurant recommendations and jobs. In other words, trust is in the tech and company rather than people. It will be interesting to see how our world works in 10 years.

日本と諸外国では、文化において多くの違いがあります。例えばアメリカで言えば車は大きく、人々は現金よりもクレジットカードを使います。タクシーよりも、自動車配車アプリ「ウーバー」を利用する人も少なくありません。しかし、一番の違いは社会的信頼だと感じています。社会的信頼はどれだけお互いが信頼しているか、またはどれだけ道端で見知らぬ人を信用できるかだと思います。世界価値観調査や英国のB I Tで人々の価値観について調査や分析が行われています。信頼性の低い地域では、たとえ適任の人材がいたとしても、その人より身内を雇うことになるでしょうし、政府が墮落していれば納税の意味も分かりません。また自身を守るため常に銃を常備する必要があります。

社会的信頼は経済成長や生活満足度、公衆衛生について将来見通すうえで、重要になってきます。また日常生活においても大きな影響を及ぼします。アメリカでは、子どもたちは親同伴なしで登校することはありませんし、代金引換は顧客が支払ってくれると確信がないため考えられないシステムです。また、安全でないため多額の現金をもって行動することもあります。

残念ながら、社会的信頼はアメリカでも日本でも低下してきています。日本では今でも、PTA活動やクラブ活動、その他の地域活動（社会的信用の指標における活動）に多くの参加がありますが、お互いに社会的ネットワークを築いていくより、技術や企業に徐々に頼るようになってきています。これが良いのか悪いのか何とも言えませんが、私たちの相互作用のやり方も変化していると思います。「食べログ」や「リンクトイン」といったサービスは、これまでは近所や友達から得ていたお薦めレストランや仕事の情報が変化したものでもありません。言い換えれば、信頼は人間同士というより技術や企業の中で成り立つものかもしれません。そう考えると、10年後私たちの世界がどう変化していくのか楽しみです。

図書室からのお知らせ♪

いよいよ春がやってきました!! 4月から新生活がスタートする人も多いことでしょう。

趣味、生活、習い事・・・図書室の本から、きっかけが見つかるかもしれませんね。ぜひ、そういった本を探してみたいかがですか? 小中学校の先生方のおすすめ本の展示もまだまだ開催中です。

・おはなし会・・・第3水曜日 午前11時から開催 (今月は4月18日)

新着図書・おすすめ図書のご紹介



ねむれないおうさま

ベンジャミン・エルキン(原作) 瑞雲社
昔、広い海と高い山をいくつも越えたところに、カール王という王様が住んでいました。このところ、カール王はどうしたことが一晩中眠れません。なんとか王様を眠らせようと、知恵をしぼった大臣達のとんでもない行動で国中が大騒ぎ! 王様は眠れるでしょうか? はたして王様の正体とは?



60歳からはじめるSNS

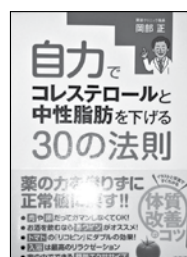
(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
岡本ゆかり、岡村秀昭、後藤宏(著) 日経BP社
LINE、Facebook、Twitter、Instagram、「役に立つ」「おもしろい」とは聞いているけれども、まだ一度もやったことはない。そんなひとのために「はじめの一步」を丁寧に解説してあります。専門用語も本書を読んですっきり理解。すぐに使いこなせるようになります。パソコン、スマートフォンそれぞれの操作方法をご紹介します。



消えない月

畑野智美(著) 新潮社

出版社に勤務する松原とマッサージ師のさくら、二人は付き合いはじめやがて別れる。それで終わりのはずだった。婚約までした男と女の関係は、はじめから狂っていたのかもしれない。これは恋? それとも、ストーカー? 本から顔を上げた時、あなたは「愛」を信じられなくなる



自力でコレステロールと中性脂肪を下げる30の法則

岡部 正(著) 宝島社

コレステロールと中性脂肪を下げるのに大事ななのは、バランスのとれた食事と規則正しい生活習慣、適度な運動を毎日続けることです。無理せずできることから始めて続けていけば、誰でも必ず改善できます。薬の力を借りずに正常値に戻す!!

お問い合わせ・リクエストは図書館カウンター
または下記にてお待ちしております。

西原村生涯学習センター図書室

〒861-2402 西原村大学小森3256 ☎ 096-279-4425

犬の登録・狂犬病予防注射はお済みですか？

犬（生後91日以上）を飼い始めたなら、30日以内に犬の登録を市町村で行い、鑑札の交付を受けましょう。犬が死亡した場合や、住所や氏名などに変更があった場合にも、届け出が必要です。また毎年1回、狂犬病予防注射を集合注射会場や動物病院で注射してもらい市町村で手続きを行うと、注射済票が交付されます。鑑札と注射済票は、犬に付けておくことが法律で義務付けられています。

【お問合せ先】

阿蘇保健所
☎0967・24・9030
県健康危機管理課
☎096・333・2248

ラグビーワールドカップ2019 チケット先行販売中！

ラグビーワールドカップ2019について、熊本県民が一般より早く申し込める開催都市住民向け先行抽選販売が既に始まっています。会場で観戦できる貴重なチャンスをお見逃しなく！

申し込み方法など詳しくは、ラグビーワールドカップ チケットで検索！

【開催都市住民先行抽選販売期間】

3月19日(月)～4月12日(木)

【お問合せ先】 熊本国際スポーツ大会推進事務局

☎096・333・2560



ミツバチに対する農薬危害防止について

これからカンキツ類の開花が始まり、ミツバチが訪花する時期になります。農薬を散布する時は、ミツバチに農薬による危害が生じないように、近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画などの情報を事前に交換し、ミツバチや巣箱に農薬がかからないよう十分注意しましょう。

【お問合せ先】

県農業技術課
☎096・333・2381
畜産課
☎096・333・2401

「平成28年熊本地震」から2年が経ちました

県内に未曾有の被害をもたらした熊本地震から2年。県では、熊本地震の記憶を風化させず、また復興に向けた決意を新たにするため、4月中旬の約2週間を「復興祈念ウィーク」と位置付け、

全国に向けて復興の取り組みを発信していきます。

【関連行事】

4月14日(土) 犠牲者追悼式
4月15日(日) くまもと復旧・復興有識者会議
4月16日(月) 県職員参集訓練、復旧・復興本部会議

このほか、民間団体などと連携した取り組みも多数行います。

復興祈念ウィークを通して、地震の経験を災害対応力の向上につなげ、復興していく姿を全国に発信していきます！

【お問合せ先】

復興祈念ウィーク 県広報グループ
☎096・333・2027

詳しくは「復興祈念ウィーク」で検索！



役場各課・係 直通ダイヤル☎

総務課	279-3111
企画商工課	279-3112
教育委員会	279-4424
議会事務局	279-4364
会計課	279-4394
税務課	279-4395
産業課	
経済係《農業委員会》	279-4396
建設課	279-3114
住民福祉課	279-3113
保健衛生課	279-4397
保険係	279-4389
震災復興推進課	279-4417
にしはら保育園	279-2054

土日、祝日は 279-3111 へ
お願いします

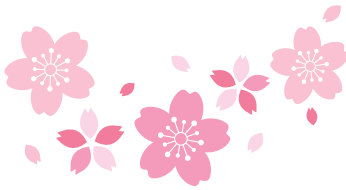
村の機関☎

構造改善センター	279-3890
社会福祉協議会 (のぎく荘)	279-4141
にしはら地域包括 支援センター	279-4111
生涯学習センター (山河の館)	279-4425
地域支え合いセンター	273-8383



表紙説明

今月の表紙は、河原の木山川沿いに咲いている桜です。桜並木を歩くと、とても綺麗で癒されました。



また、地域の景観形成に貢献し、伝統的建築技術の伝承にも大きく貢献しています。都市部における建造物群としての町並みの保全に目が行きがちですが、農材部の歴史的建造物の保全も見過ごされはなりません。

教育委員会
小谷

にしはら
歴史探求 第168話
「矢野家住宅本宅 倉」
写真は、河原地区に所在する国登録文化財 矢野家住宅本宅の倉です。熊本地震により地盤に亀裂が走り倉は大きく損傷しました。公費解体も検討される中、歴史的文化的価値を保全するため、所有者並びに親族の努力により、倉の部材（柱や梁など多くの部品）を保存しながら解体されることとなりました。将来再建されることが強く望まれます。
西原村をはじめ多くの地域で歴史的建造物が危機に直面しています。歴史的建造物には地域の歴史的背景が存在しており保全することは地域の歴史を伝える意味でも重要です。



「白菜スープ」

山西小学校 3月20日給食

材料 (1人分)

ベーコン	10g	短冊切り
はくさい	35g	短冊切り
じゃがいも	25g	短冊切り
人参	10g	短冊切り
チンゲンサイ	10g	1cm幅
ぶなしめじ	10g	
うすくちしょうゆ	5g	
白ワイン	0.8g	
ブイヨン	2g	
食塩	0.1g	
こしょう	適量	

作り方

- ① ベーコンをいためる。
- ② 白菜、じゃがいも、にんじんを加えて、さらに炒める。
- ③ 水分を入れて野菜が煮えるまで煮る。
- ④ しめじをいれて、味付けをする。
- ⑤ チンゲンサイを入れて再沸騰したらできあがり。



Spot Light

スポットライト

『阿蘇郡市バドミントン総合選手権大会2冠に輝く』

2月18日、阿蘇市立体育館で第40回阿蘇郡市バドミントン総合選手権大会と第39回B級大会が開催されました。

大会はダブルスの部から行われ、総合女子ダブルスに出場した、増永優香・田尻みなみペアが順当に勝ちあがり、決勝戦でもまったく相手をよせつけず、見事な試合内容で初の栄冠を手にしました。また、同じくダブルスに出場した、田尻すすか（西原中）・内田杏樹（西原中）ペアも3位に輝きました。終了後に行われたシングルスでも増永選手は、疲れを見せることなく、切れのあるショットと軽快なフットワークで相手を翻弄し、危なげない試合運びで、うれしい2冠を手にして阿蘇郡市を征しました。

